

## アンケートのおねがい

日頃より練馬区のまちづくりにご理解・ご協力いただきありがとうございます。

練馬区では、防災性の向上等を目的として、不接道宅地（※1）の課題への対応について、検討を進めています。取組の参考とするため、地元にお住まいの方を対象として、ご意見を頂戴しております。

本日（令和7年 月 日）職員が伺いましたが、ご不在のようでしたので別紙のアンケートによりご意見を頂戴したく存じます。

防災まちづくりニュース12号をご覧の上、ご回答ください。

※1 建築基準法上の道路に接していないため、建替えのできない宅地

### 送付書類一覧

- ・アンケートのおねがい（本用紙）
- ・防災まちづくりアンケート（回答用紙）
- ・防災まちづくりニュース12号
- ・返信用封筒

大変お手数おかけしますが、アンケートへのご協力のほどよろしくお願いいたします。

#### ◆情報の取り扱い

いただいたご回答は、個人情報特定できないよう、統計的に処理、集計を行います。また、集計した情報は、調査の目的以外で使用することはございません。

#### ◆提出方法

ご記入いただいたアンケート（別紙）は、**令和7年10月31日（金）まで**に同封の返信用封筒（切手不要）にて、ポストにご投函をお願いいたします（消印有効）。



①アンケート(別紙)に記入 ②3つ折りにして封筒に ③ポストに投函(切手は不要)

#### 【お問い合わせ先】

練馬区 都市整備部 防災まちづくり課（本庁舎15階）  
〒176-8501 練馬区豊玉北6丁目12番1号  
電話：03-5984-1303（直通）FAX：03-5984-1225  
E-mail：BOUMACHI@city.nerima.tokyo.jp

# 防災まちづくりアンケート（回答用紙）

練馬区 田柄地区（防災まちづくり推進地区）にお住まいの方へのアンケートです。

## 問1 「防災まちづくり」について伺います。

1 本地区では令和2年度から「防災まちづくり事業」に取り組んでいますがご存じですか？

- 知っている 知らなかった 聞いたことがある

## 問2 あなたご自身について伺います。

1 現在のご自宅に何年ほど住んでいますか？

- 0年～10年未満 10年～20年未満 20年～30年未満 30年～40年未満  
40年～50年未満 50年以上

2 現在のご自宅は持ち家ですか？賃貸ですか？

- 持ち家 賃貸・借家等

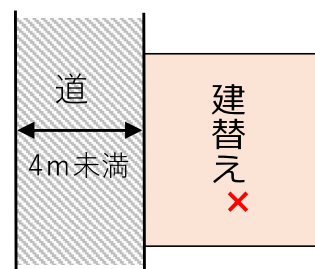
## 問3 「不接道宅地」について伺います。

（解説）「建築基準法上の道路」と建替え可否について

→建築基準法では、建築するにはその敷地が幅員4m以上の道路に接していることが求められます。

この要件に該当しない道に接する敷地を「不接道宅地」といい、原則建替えや建築ができません。

※田柄地区では、不接道宅地が集中するエリアがあります。



1 建築基準法上の道路に接していないと、原則建替えや建築ができないことをご存じですか？

- 知っている 知らなかった

2 ご自宅が建替え可能かどうかご存じですか？

- 建替え可→4へ 建替え不可→3へ わからない→4へ

3 ご自宅について、何か不安に思うこと・困っていることはありますか？（複数回答可）

- 建替えできない 売却できない  
耐震性に不安がある 特になし  
その他（ )

裏面へお進みください

#### 4 あなたの土地・建物の今後の利用について教えてください。(検討中含む)(複数回答可)

##### 4-1 現状での予定を教えてください。

- 建替え予定 ( 直近で建替え予定 いずれ建替え予定 ) 引っ越し予定  
売却予定 リフォーム予定 このままで住み続ける予定 未定  
その他 ( )

##### 4-2 〔ご自宅が「建替え不可」の方のみお答えください〕

建替えが可能となった場合の考えを教えてください。

- 建替えたい 建替えようとは思わない 分からない  
その他 ( )

#### 5 練馬区では、不接道宅地の課題への対応について、検討を進めています。

不接道宅地の課題への対応についてのご意見をお聞かせください。

- 対応は必要だと思う 除却費用・建替え費用の助成(助成額の拡充)  
建替えできるようにしてほしい(規制の緩和)  
専門家に相談できる環境がほしい  
その他 ( )
- 対応は必要ないと思う わからない

#### 問4 空き家に関して伺います。

##### 1 地域の空き家について何か不安に思うこと・困っていることはありますか?(複数回答可)

- 火災時の延焼 倒壊による危険 衛生面の悪化 ごみの不法投棄  
景観を損ねる 防犯性の低下 植物の繁茂や越境  
その他 ( )

##### (解説) 不接道宅地と空き家について

→令和6年度に区が実施した「空き家等実態調査」の結果、区内空き家の1,416棟のうち約23%の327棟が「不接道宅地の空き家」であることがわかりました。

不接道宅地は、現在、居住中であっても建替えができず、利活用が見通せないところから、将来的に空き家となる懸念があります。

自由意見欄 ※不接道宅地の課題に対する取組や防災まちづくりに関する意見があればご記入ください。

今後アンケートに関して区から追加の聞き取りをさせていただく場合がございます。ご協力いただける場合には、下記にお名前とお電話番号、ご住所をご記載ください。

氏名： ( ) 電話番号： ( )

住所： ( )

アンケートへのご協力、まことにありがとうございました。